

鹿島市立鹿島小学校いじめ防止基本方針

1 策定の意義

すべての児童はかけがえのない存在であり、子どもが健やかに育っていくことは、社会全体の願いである。いじめは、いじめを受けた児童の健全な成長および人格形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

いじめは人権侵害であり、個々の問題としてではなく学校を含めた社会的な問題としてとらえ、家庭・地域社会・関係機関等と連携を取りながら総がかりで取り組んでいかなければならない。

このため、本校では、これまでも、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめの再発防止に取り組んできたところである。平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法（以下「推進法」という）第11条に規定する「いじめ防止基本方針」、平成26年9月に策定された「佐賀県いじめ防止基本方針」及び平成31年3月に改訂された「鹿島市いじめ防止基本方針」を参酌し、さらなるいじめの防止等のための対策を推進することを目的として、推進法第13条の規定に基づき、「鹿島小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係ある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」という推進法第2条の「定義」と第3条の「基本理念」に基づき、いじめ防止等に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

- (1) すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずに行うこと。
- (2) いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにすること。
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であり、市、学校、家庭、地域等の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行うこと。

また、すべての児童がいじめをしない、他の児童にしているいじめを認識しながら、これを放置することのないように、以下の点で全教職員が共通認識の上、学校教育全体の中で指導に当たるようにする。

- (1) いじめは、どの児童にもどの学校・学級にも起こりうる。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、教師、保護者には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられている側の気持ちに共感しながら解決にとりくむ。
- (5) いじめは、その行為によっては刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、その指導者である教職員の児童観や指導観が問われる問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方と密接な関係があることを認識すべきである。

- (8) いじめは、学校・家庭・地域社会のすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (9) いじめは、被害者ばかりでなく加害者及び傍観者についても家庭との協力による継続的な指導が必要である。

3 いじめ防止等のための指導体制・組織

推進法第22条に基づき、「いじめ防止等対策委員会」を設置し、いじめの兆候や懸念、児童の訴えを、特定の教職員が抱え込むことがないように、組織として対応する。

構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、警察OB、家庭相談員、学校運営協議会会長、PTA会長とする。

(組織の役割)

- (1) いじめ防止基本方針に基づく、取組の実施と進捗状況の確認。
- (2) 教職員への共通理解と意識啓発。
- (3) 児童や保護者、地域住民への情報発信と意識啓発。
- (4) いじめ事案への対応。

4 いじめの未然防止の取組

- (1) 教職員が、情報を的確に早く収集する。
 - ① 常日頃から児童とともに活動し、児童からの情報収集に尽力する。
 - ② 定期的な教育相談期間ばかりでなく、日々の表情の変化や身体状況について気をつけ、気になったらその日のうちに相談を行う。
 - ③ 養護教諭や他の教職員、保護者等からの情報に常に耳を傾ける。
 - ④ 常日頃から家庭との連携を密にし、児童の家庭での情報発信を見逃さない。
 - ⑤ 教師は児童の発信する様々なサインを見落とすことのないよう、精神的な余裕を持ちきめ細やかな感性を磨く。
- (2) お互いを認め合い、支え合い、助け合う仲間作りをする。
 - ① いじめを許さない、見過ごさない学校・学級の雰囲気作りをする。
 - ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ③ 地域人材を活用した学校行事や授業での体験活動を拡充させる。
 - ④ 人間関係をうまく営むための言葉使いや社会的な技能を高める指導を年間計画に位置づけて計画的に行う。
 - ⑤ いじめの加害者の心的要因となる「不安」「不満」をできるだけ少なくするよう努力する。
 - ⑥ 「共に学ぶ」ことの喜びを感じられるよう授業改善を行う。
 - ⑦ 一人一人の児童に、出番を与える授業や学校行事を推進する。
- (3) 命や人権を尊重する感性を磨く。
 - ① 人権教育の年間計画の見直しを行いながら実践していく。
 - ② 道徳教育の充実を目指し、研究授業や親子ふれあい道徳を実施する。
 - ③ 各学年に応じた性教育を充実させる。

- ④ 人権集会や平和集会を実施する。
- (4) 保護者や地域社会・関係機関との連携を密にする。
 - ① 各種PTA会議や保護者会等での啓発活動の推進や広報を行う。
 - ② スクールカウンセラーとの連携を継続して行う。
 - ③ 学校HPや学級便りでも人権についての啓発を行う。
 - ④ 児童が人権標語や人権作文を作成し、保護者や地域を巻き込んだ取組を実施する。
- (5) 毎年5月及び12月を「いじめ防止強化月間」に設定し、いじめ防止に関する学習や活動を集中して行う。
- (6) 「一日観察日」を設定して全職員が児童の登校から下校時まで、児童の近くに寄り添い、その様子を観察し、いじめの未然防止に努める。
- (7) 幼保小の連携を密にし、就学前の段階を含めて、児童同士の人間関係に関する情報の共有化を図る。

4 いじめの早期発見の取組

- (1) 定期的な教育相談の実施を継続して行う。
- (2) 定期的にアンケート（心のアンケート）を継続して行い、気にかかる事案については、面談を行う。
- (3) 保護者も含めた年2回のいじめアンケートを実施する。
- (4) 毎週月曜日の職員連絡会で、いじめについての情報共有を行う。
- (5) 児童・保護者からの連絡体制の整備を、各学級で確認する。
- (6) いじめ相談等の各種相談窓口の周知や、広報活動を行う。
- (7) 「あのねポスト」の周知と活用を継続して行う。

5 いじめ事案への対応

いじめが覚知した場合は次の流れに従って組織的に取り組む。

- (1) 児童・保護者・教師がいじめではないかと判断。
- (2) 管理職、生活指導主任へ事実を連絡する。
- (3) 校内いじめ対策委員会（状況によってメンバーを拡大）を招集する。
- (4) 上記委員会でいじめを認知した場合は市教委へ第一報を入れると同時に、「いじめ防止等対策委員会（以後22条委員会という）」を招集する。
- (5) 22条委員会で今後の取組の確認（①事実確認（被害者・加害者・周囲の児童）、②事実の照合③保護者への説明）し、事後指導（加害者・被害者およびその保護者への継続的な指導と支援、学級指導や全体指導）の確認を行う。
- (6) 必要に応じてスクールカウンセラーと連携をし、児童相談所等の関係機関との連携も行う等の連絡調整をする。

6 ネットいじめに対する対応

- (1) 児童に対してインターネット上での誹謗中傷は犯罪であることを学級指導の中で理解させる。

- (2) 保護者に対してインターネット上の違法な書き込みをしていないか監視を促す。
- (3) 保護者や児童向けの情報モラルに係わる講演会などの啓発活動を、地域コミュニティとともに行う。
- (4) ネットやライン上のいじめが発覚した場合は、関係機関と連携しながら書き込みの削除を行うと同時に、「5 いじめ事案への対応」に従って組織的に指導を行う。
- (5) 県警生活安全部やITサポート佐賀等との連携を進める。

7 重大事態への対応

(重大事態とは「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態)

- (1) 校長が重大事態である判断した場合は、どの段階でもその旨を市教育委員会へ報告する。
- (2) 学校は市教委への報告・情報提供等を随時行い、指示を受ける。特に、いじめられた児童や関係職員や児童等の聞き取り等の調査の際は、心情面での配慮を十分行うよう留意する。
- (3) 加害者への聞き取り等についてもその心情面に十分配慮し、負の連鎖に繋がらないように配慮する。

8 いじめの再発防止の取組

- (1) 被害児童がいじめから立ち直ることができるように、スクールカウンセラーや関係機関と連携を取りながら、安全・安心な学校生活ができるように配慮をする。
- (2) 加害児童についても、いじめに至った背景等を踏まえ、スクールカウンセラーや関係機関と連携を取りながら、立ち直りに向けての積極的な支援をしていく。

9 職員研修

いじめを許さない学校づくりを目指すために、以下のようないじめ問題についての研修を行う。

- (1) いじめの事例研究。
- (2) 心のアンケートやいじめアンケートの結果を受けた対策について。
- (3) 1学期にQ Uテストを行い、その分析考察を行い、各クラスの実態把握と、より良き学級経営について。
- (4) スクールカウンセラーを招聘しての研修。

10 取組体制の点検および評価について

- (1) 常々いじめ問題に係わる連絡体制を確認しておく。(職員室内に掲示する。)
- (2) 日頃から職員へ報告・連絡・相談・確認の周知を徹底させ、連絡系統の周知とその迅速さを修練させる。
- (3) 学校評価に「いじめ問題に関する」項目を入れて、保護者や学校関係者についても評価を行ってもらう。